

# 建築物における木材利用促進

令和6年2月20日  
国土交通省 住宅局

- 1. 令和6年度都市木造化関連予算の状況等について**
- 2. 耐用年数に関する検討状況等について**

# 優良木造建築物等整備推進事業

令和6年度当初予算：  
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（447.10億円）の内数  
省

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

## ● 補助対象事業者

民間事業者等

## ● 補助額

【調査設計費】 木造化に関する費用の 1/2 以内

【建設工事費】 木造化による掛増し費用の 1/3 以内  
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の 7 %以内)

補助額の上限は 2 億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引き上げ

## ● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること



【補助対象のイメージ】  
中層の木造建築物（事務所）

# 都市木造建築物設計支援事業

令和6年度当初予算：  
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（447.10億円）の内数

低層住宅やS造・RC造に加えて、非住宅や中高層の木造建築物(中大規模木造建築物)に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計者を育成する取組を推進する。

## 中大規模木造建築物の設計者向け講習会

意匠設計者及び構造設計者向けに、中大規模木造建築物の設計に関するテキストを用いた講習会をWEBや対面形式等により、全国規模で実施することで、知識・技術を習得する機会を幅広く提供。

令和5年度は、意匠及び構造(動画配信+ライブ質疑)、構造設計演習(対面、1都1府3県)の講習会を実施予定。

### 講習会の実施



### ※R5年度講習会の案内（抜粋）



### 設計資料の作成



木でつくる中大規模建築の設計入門  
発行：(公財)日本住宅・木材技術センター

# 木材利用の促進のための建築基準の合理化

- 改正建築基準法に基づく木材利用促進のための建築基準の合理化に関する、防火規制については、令和5年9月に改正政令を公布、令和6年4月施行予定。
- 施行に向け関係業界団体等への周知を実施するとともに、告示を整備中。

## 建築基準法

### 3000m<sup>2</sup>超の大規模建築物の全体の木造化の促進

(現行) 耐火構造とするか  
3000m<sup>2</sup>毎に耐火構造体(壁等)  
で区画する必要あり  
**石こうボード**  
(木材を不燃材料で覆う必要)



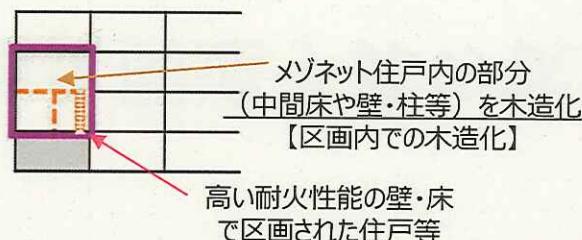
### 新たな木造化方法の導入



### 大規模建築物における部分的な木造化の促進

(現行) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能\*を要求  
※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

### 防火上他と区画された範囲の木造化を可能に



### 低層部分の木造化の促進 (防火規制上、別棟扱い)

延焼を遮断する壁等を設ければ、  
**防火上別棟として扱い**  
低層部分\*の木造化を可能に



## 防火規制

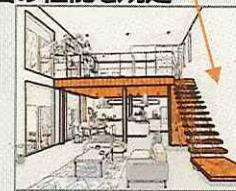
### 政令改正

#### 木造化に係る技術的基準を規定

- ・階数4以上等の建築物を対象とした  
小規模区画による木造化方法(火災時倒壊防止構造)
- ・階数3以下の建築物を対象とした  
外殻強化と中規模区画による木造化方法(周辺危害  
防止構造)

### 政令改正

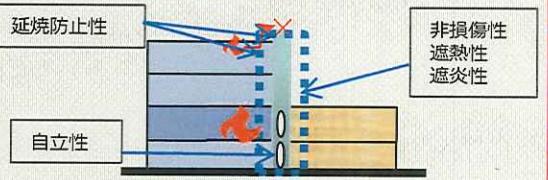
#### 区画外や周囲の建築物への延焼を有効に 防止する区画の性能を規定



※当該区画を経由せずに避難できることも要件として規定

### 政令改正

#### 延焼を遮断する壁等の性能を規定



【その他】 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 [政令改正(令和5年2月10日公布、4月1日施行)]

(例) 90分耐火性能等で対応可能な範囲を新たに規定 (従来は60分刻み (1時間、2時間 等))

- 1. 令和6年度都市木造化関連予算の状況等について**
  
- 2. 耐用年数に関する検討状況等について**

○木造建築物の拡大に向けては、資金調達(融資・リート等の投資)や企業会計の場面で、耐久性がRC造等と同等に評価されることが重要であるが、現状、**木造建築物の耐久性に係る評価指標が税制上の法定耐用年数※しかないため、慣行的にこれが用いられ、各種の課題が生じている。** ※住宅の例：木造22年、RC造47年

○金融・投資・会計分野の慣行的状況の変化を促すべく、**木造建築物の耐久性等に関する第三者機関による評価スキームを整備**し、建築事業者や金融・投資・会計分野への普及を図る。

## 検討の概要

### 検討内容

- ・木造の耐久性に係る既存の評価基準(住宅性能表示制度：劣化対策等級)等も踏まえ、**木造非住宅の耐久性の評価基準**を作成。
- ・木造非住宅の耐久性に係る評価の手法が確立されていない中で評価基準を明確にすることで、**第三者評価をしやすく**するとともに、建築物の物理的な現状を幅広い観点から調査する**既存の評価スキームに比べ簡便**に評価を受けられるようすることを狙い。
- ・評価結果を**金融・投資・会計の場面**で活用できるよう評価スキームの検討にあたっては、各分野の意見も踏まえながら検討。

### 検討体制

- ・木造建築物の耐久性評価に係る有識者、木造建築物の実務経験者、登録住宅性能評価機関、**金融・投資・会計分野の事業者等**からなる検討会を設置。

### 検討スケジュール

- ・R5年度に5回の検討会を開催。
- ・R5年度内に、検討会において、**評価基準(案)**及び**評価スキーム(案)**のとりまとめを行う予定。
- ・R6年度、とりまとめを踏まえ、国土交通省において**木造建築物の耐久性の評価に係るガイドライン**を作成し、関連事業者に幅広く周知する。

# 花粉症対策の全体像

令和5年5月30日 花粉症に関する関係閣僚会議決定

## I はじめに

- 花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題
- 省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせて実行していくことが重要。また、息の長い取組が必要。

今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す

## III 花粉症対策の3本柱

### 1. 発生源対策

10年後には花粉発生源のスギ人工林を約2割減少させることを目指す。スギ人工林由来の花粉が約2割減少すれば、花粉量の多かった今シーズンであっても平年並みの水準まで花粉量を減少させる効果が期待できる。また、将来的（約30年後）には花粉発生量の半減を目指す。

#### ● スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林の伐採を約5万ha/年→（10年後）約7万ha/年まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進

⇒花粉発生源となるスギ人工林の減少スピードを約2倍に  
（「花粉発生源スギ人工林減少推進計画（略称：スギ伐採加速化計画）」）

#### ・スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

- 住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等
- スギ製材・合板・集成材等のJAS材の増産に向けた加工流通施設の国内整備の支援、国産材の利用割合の低い横架材等について輸入材を代替可能な製品を製造する技術の普及等、安定供給体制の構築
- IAS規格 建築基準の合理化
- 国産材を活用した住宅に係る表示の仕組みの構築（花粉症対策への貢献度を明示）
- 建築物に係るライフサイクルカーボンの評価方法の構築（3年を目途）
- 住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化 等

⇒需要を1,240万m<sup>3</sup>→（10年後）1,710万m<sup>3</sup>（470万m<sup>3</sup>増）に拡大

#### ・花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

- 国・自治体等における苗木生産体制の短期的かつ集中的な整備
- ⇒10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合をスギ苗木全体の9割以上に引き上げ

#### ・林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

- 労働力の大幅な減少が見込まれる中、  
- 高性能林業機械の導入支援等により生産性を向上
- 外国人材の受け入れ拡大、新規就業者の確保・育成、待遇の改善、農業など他産業との連携、地域おこし協力隊との連携等により、労働力の減少に歯止めをかけ、10年後も現在と同程度の林業人材を確保

⇒年内に「林業活性化・木材利用推進パッケージ」（仮称）を策定【林野庁・国土交通省】

## II 花粉症の実態と人工林の将来

- ▶ 有病率：約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加



- ▶ 医療費（花粉症を含むアレルギー性鼻炎）  
→保険診療：約3,600億円、市販薬：約400億円

- ▶ 花粉発生源となるスギ人工林（20年生超）は431万ha



「発生源対策」の取組を集中的に進めて  
花粉量の削減を加速化

### 2. 飛散対策

#### ● スギ花粉飛散量の予測

- 精緻化されたデータを民間事業者に提供すること等により、民間事業者が実施する予測の精度向上を支援
- ・スギ雄花花芽調査の強化（34都府県→全国に拡大、調査地点数の倍増）等【環境省・林野庁】
- ・航空レーザー計測によるスギ人工林の分布、森林地形等の情報の高度化、

### スギ材需要の拡大

#### 一建築基準の合理化

#### 一国産材を活用した住宅に係る表示の仕組みの構築 (花粉症対策への貢献度を明示)

#### 一建築物に係るライフサイクルカーボンの評価方法の構築（3年を目途）

#### 一住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化

### 3. 発症・曝露対策

#### ● 花粉症の治療

- 診療ガイドライン改訂や対症療法等の医療・相談体制の整備を推進【厚生労働省】
- アレルゲン免疫療法（舌下免疫療法等）の開始時期等について、医療機関等における適切な情報提供や集中的な広報を実施【厚生労働省】
  - 学会等を通じた医療機関等への協力要請
  - 実施医療機関のリスト化・周知
  - オンライン診療可能な医療機関の周知

散防止剤の開発を促進し、5年内に実用化の目処を立て、速やかに実行することを目指す【林野庁】

- 省・厚生労働省】  
・花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、企業等による従業員の花粉曝露対策を推進する仕組みの整備【経済産業省】

- 国産木材を多く活用する住宅について、その旨を分かりやすく表示する仕組みを構築。
- 消費者の選択を促し国産木材活用の一層の促進を図る。
- 本ラベルは、住宅そのものへの表示に加え、消費者の目に留まるよう各社の住宅カタログやWEBページに表示されることを想定。

—主な表示項目—

## ①キャッチフレーズ

国産木材・地域産木材を多く活用している住宅である旨を表示(一定以上使用している場合に限る)。

## ②国産木材活用レベル

国産材使用量に応じて3段階で表示。

★★☆	国産木材使用割合が3割以上5割未満相当
★★★	ノ 5割以上7割未満相当
★★★	ノ 7割以上相当

## ③スギの使用量

分かりやすいう本数換算して表示。

※その他、住宅の炭素貯蔵量等を表示可能

国産木材活用住宅ラベル 表示の一例



国産木材活用住宅ラベル協議会より(左) 国産木材活用住宅ラベルHP(右)

■住宅業界としてスギ材の利用促進を図るため、住宅生産者によるスギ材の利用状況の見える化を実施。

■(一社)住宅生産団体連合会ウェブページにおいて、大手を含む**22社の取組状況を公表（令和5年12月22日）**。毎年情報の更新をしつつ、掲載する住宅生産者の拡大を図る。

## 【住宅業界の取り組み】

国産スギ材の利用を図るため、住宅業界におけるその利用状況の見える化に取り組みます。その際、**住宅生産者ごとに木質系・鉄骨系・コンクリート系など、多様な構造・構法で作られていること等、住宅業界の特色を考慮する必要があります。**

住宅事業者各社は、それぞれの特色を生かしながら、国産木材の利用に取り組んでまいりました。今後も、消費者のニーズを踏まえ、魅力ある住宅を供給するべく努力を重ねてまいります。

(一社)住宅生産団体連合会HPより抜粋

## 【見える化の項目】

- ・企業名
- ・住宅の構造
- ・**年間の国産木材使用量**
- ・**木材総使用量に占める国産木材使用量の割合**
- ・その他の花粉症対策に資する取組

住宅生産者による花粉症対策の取組みについて  
～住宅生産者による国産スギ材等の利用状況～



(一社)住宅生産団体連合会HPより

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、最大震度7が観測され、古い木造住宅等に多数の被害が発生。建築研究所及び国土技術政策総合研究所は1月3日より現地調査を開始。
- 国土交通省では、国土技術政策総合研究所、建築研究所と連携して「令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」において、建築物の構造被害の原因分析を行うとともに、分析を踏まえた対策の方向性を検討予定。



〈木造住宅の被害〉



〈木造住宅の被害〉



〈建築物の転倒被害〉



〈火災被害〉



〈地盤液状化被害〉



〈建築物の傾斜被害〉

- 国土交通省及び建築研究所では、建築構造の専門家等からなる有識者会議において、建築物の被害状況の把握及び被害原因の詳細な分析を行うとともに、分析を踏まえた対策の方向性を検討予定

## 委員会における主な検討事項

### 1. 構造躯体等の耐震安全性の確保

- 低層木造建築物の被害 →
  - ・ 新旧耐震建築物の被害調査(～S56.5、S56.6～H12.5、H12.6～)
  - ・ 新耐震建築物の被害の原因分析
  - ・ 無被害の建築物の原因分析
  - ・ 過去の大地震による影響の調査
- RC造建築物の沈下、転倒被害 →
  - ・ 基礎ぐい、地盤等の影響分析
- ※ その他構造については、個別の被災建築物について原因を分析、調査
- 地震地域係数と建築物被害との関係についての検証

### 2. 建築物の使用継続性、復旧・復興容易性等

- ・ 大地震を経験した低層木造建築物等(新耐震建築物)における損傷状況の調査、検証。
- ・ 天井や非構造壁の被害の原因、耐震改修・免震化等の効果、影響等について検証。
- ・ 過去の地震経験がどう活かされたかについての検証

## スケジュール(現時点の見込み)

第1回 2月14日 これまでの調査結果を整理し、本委員会における検討事項及び分析方針を確認  
(2月～ 日本建築学会による悉皆調査等)

第2回 5月～6月頃 その時点までの被害状況の分析結果等を確認  
(必要に応じて、委員会等を実施)

第3回 秋頃 検討結果をとりまとめ  
※委員会の開催時期、回数については、調査・分析の実施状況により変更することがある。